

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【公開番号】特開2010-110346(P2010-110346A)

【公開日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2010-020

【出願番号】特願2008-282814(P2008-282814)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月2日(2011.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊戯機構成部材である第1部材又は第2部材の少なくとも一方に対してネジ結合されるネジ溝を含む軸部と、その軸部を回転操作する工具が係合される工具係合部を含む頭部と、これら軸部及び頭部を連結するとともに、その工具係合部に所定トルク以上の回転力が加えられることにより前記軸部から前記頭部を分離させる分離部と、を有するネジ部材を備え、

当該ネジ部材を用いて、前記第1部材と前記第2部材とが連結される構成であり、

前記分離部によって前記軸部から分離された前記頭部が所定位置又は所定範囲内に保持されるようにするために設けられる保持部を備え、

前記軸部は、前記ネジ溝を有する部位と前記分離部との間に前記軸部の軸線方向と直交する方向へ拡張された拡張部を有し、

前記軸線方向と直交する方向における前記頭部の大きさが、前記拡張部より大きくされていることを特徴とする遊戯機。

【請求項2】

前記頭部は、分離後においても前記軸部側の領域における前記軸部の軸線が通過する部位を反軸部側から隠していることを特徴とする請求項1に記載の遊戯機。

【請求項3】

前記保持部は、前記頭部よりも前記軸部側に設けられており、

前記頭部は、前記保持部を反軸部側から隠すように形成されていることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊戯機。

【請求項4】

前記保持部は、軸線方向に離間した位置に設けられた第1規制部及び第2規制部を有し、

前記拡張部は、前記第1規制部と前記第2規制部とによって挟まれて設けられていることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1に記載の遊戯機。

【請求項5】

前記頭部は、前記第1規制部を含めて反軸部側からみて隙間がない形で一体に設けられていることを特徴とする請求項4に記載の遊戯機。

【請求項 6】

前記保持部は、前記頭部外周側から前記軸部側へ延びる筒部を更に備え、
前記頭部と前記筒部との間に反軸部側からみて隙間がないように、当該頭部と筒部とが
一体形成されており、
前記筒部の前記軸部側の端部に前記第2規制部が設けられていることを特徴とする請求
項4又は請求項5に記載の遊技機。

【請求項 7】

前記第2規制部は、前記頭部に係合されており、
前記頭部は、前記第2規制部と前記頭部との係合部分を反軸部側からみて隠すことを特
徴とする請求項4乃至6のいずれか1に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項1記載の発明は、遊技機構成部材である第1部材又は第2部材の少なくとも一方
に対してネジ結合されるネジ溝を含む軸部と、その軸部を回転操作する工具が係合される
工具係合部を含む頭部と、これら軸部及び頭部を連結するとともに、その工具係合部に所
定トルク以上の回転力が加えられることにより前記軸部から前記頭部を分離させる分離部
と、を有するネジ部材を備え、当該ネジ部材を用いて、前記第1部材と前記第2部材とが
連結される構成であり、前記分離部によって前記軸部から分離された前記頭部が所定位置
又は所定範囲内に保持されるようにするために設けられる保持部を備え、前記軸部は、前
記ネジ溝を有する部位と前記分離部との間に前記軸部の軸線方向と直交する方向へ拡張さ
れた拡張部を有し、前記軸線方向と直交する方向における前記頭部の大きさが、前記拡張
部より大きくされていることを特徴とする。